

メーターパネルから出火した。

この火災により、当該貸切バスのメーターパネル付近が延焼した。

なお、この事故による負傷者はいない。

(2)トラックの衝突事故

6月18日(日)午前7時43分頃、富山県南砺(なんと)市の東海北陸自動車道において、福島県に営業所を置く中型トラックと富山県に営業所おを置く大型トラックが正面衝突した。

この事故により、中型トラックの運転者と大型トラックの運転者の計2名が死亡した。

事故現場は片側1車線の対面通行で、中型トラックが対向車線にはみ出した模様。

(3)乗合バスの衝突事故

6月18日(日)午後0時頃、北海道二世郡八雲町の国道において、自家用トラックが対向車線にはみ出して、対向車線を走行していた北海道に営業所を置く乗客15名を乗せた高速バスと正面衝突した。

この事故により、バス運転者、トラック運転者、バスの乗客3名の計5名が死亡、バスの乗客1名が重傷、バスの乗客11名が軽傷を負った。

(4)乗合バスの車内事故

6月18日(日)午後4時24分頃、大阪府大阪市の国道において、大阪府に営業所を置く乗合バスが乗客30名を乗せ運行中、停留所に停車後に車両を発進させたところ、車内で立ち上がった乗客が転倒した。

この事故により、当該乗客が重傷を負った。

(5)乗合バスの車内事故

6月19日(月)午前8時53分頃、埼玉県新座市の市道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客6名を乗せ運行中、降車ボタンが押されているのを運転者が失念しており、停留所を通り過ぎて停車する際に、降車するため車内で立ち上がっていた乗客が転倒した。

この事故により、当該乗客が重傷を負った。

(6)乗合バスの車内事故

6月20日(火)午後0時20分頃、東京都文京区の都道において、都内に営業所を置く乗合バスが乗客9名を乗せ停留所を発車した直後、バス前方に自家用トラックが割り込んできたためブレーキを掛けたところ、車内に立っていた乗客が転倒した。

この事故により、当該乗客が重傷を負った。

ために遵守すべき事項について指導すること

※指導監督マニュアルトラック事業者編概要編

https://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/03safety/resource/data/truck_gaiyohen.pdf

※指導監督マニュアルトラック事業者編本編

https://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/03safety/resource/data/truck_honpen.pdf

2. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

(2) 貸切バスにおける安全確保の徹底について

(配信日：R5.5.19)

5月16日（火）午後8時15分頃、宮城県栗原市の東北自動車道下り線において、岩手県一関市に向けて乗客乗員40名程度を乗せた貸切バスが車両故障のため路肩に停車していたところ、大型トラックが追突し、3名が死亡、1名が重傷を負うという誠に痛ましい事故が発生した（5月17日（水）9時現在）。

事業用自動車における輸送の安全確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、事故を起こさず、国民の生命、身体及び財産をしっかりと守ることが、運送事業の社会的信頼を維持するために最も必要なことである。

については、貸切バスの安全確保の徹底を図るため、貴会傘下会員に対し安全対策及び事故防止の徹底が図られるよう下記事項について改めて周知徹底を図られたい。

記

1. 「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」（以下「指導監督マニュアル」という。）に基づき、緊急時における適切な対応について運転者への指導を徹底すること。特に交通事故・車両故障発生時には、次に掲げる事項について改めて実施を徹底すること。

(1) 高速道路上においては停止表示器材を設置し、他の自動車に事故の発生を知らせる等、道路における危険防止措置を実施すること

(2) 状況に応じ、乗客を車両から退避させ、万が一停止車両への追突事故が発生した際に乗客が巻き込まれないようにする等、乗客の安全の確保に係る措置を実施すること。

※指導監督マニュアルバス事業者編 概要編

https://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/03safety/resource/data/bus_

gaiyohen.pdf

※指導監督マニュアルバス事業者編 本編

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/bus_honpen.pdf

2. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するよう関係者に徹底すること。

(3) 令和4年度第4回「運行管理高度化検討会」を開催しました

(配信日：R5.3.24)

3月23日(木)に令和4年度第4回運行管理高度化検討会を開催し、運転者が遠隔点呼を受けることのできる場所の拡大の要件や、乗務前自動点呼及び運行管理業務の一元化の実証実験に関する議論を行いました。

検討会の中では、今後実施予定の乗務前自動点呼の実証実験において確認すべき事項の議論や運行管理業務の一元化の要件の検討を行うにあたり、実証実験参加事業者ごとの業務の集約パターンを示すとともに、各課題に対する検討方針などの議論を行いました。

※検討会資料については、以下リンク先をご覧ください。

→ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html

(4) 健康起因事故防止～睡眠時無呼吸症候群及び緑内障の啓発動画について～

(配信日：R4.12.16)

国土交通省では、健康起因事故防止に向けて各種マニュアルを整備しております。この度、公益財団法人国際交通安全学会より、睡眠時無呼吸症候群及び緑内障に関する啓発動画の紹介を受けましたので、本メールマガジンで展開いたします。簡単なアンケート(5分程度)もございますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

・ 動画紹介URL：https://www.iatss.or.jp/movie/?from=navi_pulldown_e

・ アンケートURL：(睡眠時無呼吸症候群)

<https://forms.gle/gj1jSKfudTiwW8zv5>

(緑内障)

<https://forms.gle/db8iPTv3qnzAaa128>

※本内容に関するお問い合わせは、公益財団法人国際交通安全学会へご連絡頂きますようお願いいたします。

(お問い合わせ先)

<https://www.iatss.or.jp/contact.html>

(5) 運転者が体調不良等を生じた場合における適切な運行管理の徹底について
(配信日 : R4. 12. 9)

事業用自動車の安全確保の徹底については、機会あるごとに注意喚起しているところですが、今月4日、高速乗合バス運転者が運行中に体調不良が生じているにもかかわらず、運行管理者に報告することなくそのまま運行を継続し、前方車両に追突し乗客等9名が負傷する事故が発生しました。

輸送の安全確保は自動車運送事業者の最大の使命であり、これまでも運送事業者の方々には健康起因事故を防止するための様々な取り組みを実施していただいているところですが、こうした中で、多数の旅客の命を預かる高速乗合バスにおいて運転者の体調不良に起因する事故が発生したことは大変遺憾です。ついでには、輸送の安全を確保し、同種の事故の再発防止に努めていただくため、貴会会員に対し、改めて下記について周知徹底をお願いいたします。

記

1. 運転者は、運行中に体調不良等を生じた場合には、周囲の安全に配慮しつつ直ちに車両を安全な場所に停車し、運行管理者に報告し、指示を受けること。
2. 運行管理者は、運転者の日常の健康状態の確認を行うことはもとより、運転者から体調不良等の報告があった場合には、速やかに状況把握を行い、運転者に対し適切な指示を行うとともに、交替運転者を手配する等運行管理を適切に行うこと。
3. 自動車運送事業者は、定期健康診断の実施はもとより、国土交通省の「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」※等も活用して運転者の健康状態の把握に努めるとともに、日頃からコミュニケーションを図ることにより、運転者が、自身の健康状態等について、運行中も含め気軽に相談・申告できる職場環境づくりに努めること。

※ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/health.html>

(6) 大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画を公開しました！
(配信日 : R4. 10. 14)

車輪脱落事故を起こした大型車では、著しいさびや汚れ等により劣化した部品が使用されていたり、タイヤ脱着時にホイール・ボルトやナットの清掃や潤滑剤の

善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

